

平成 2 9 年度
相模原市監査等の結果

平成 3 0 年 8 月
相模原市監査委員

目 次

第1章 平成29年度の監査実施状況	1
財務監査	1
行政監査	9
小・中学校監査	19
工事監査	21
財政援助団体等監査	25
監査の結果から把握した不適切事例の主な要因	29
監査の結果に基づく意見	32
第2章 平成29年度の検査実施状況	34
例月現金出納検査	34
第3章 平成29年度の審査実施状況	35
決算審査及び基金運用状況審査	35
健全化判断比率審査及び資金不足比率審査	47

監査結果の詳細については、相模原市のホームページに掲載しています。

ホームページアドレス

<http://www.city.sagamihara.kanagawa.jp/shisei/kansa/index.html>

第1章 平成29年度の監査実施状況

平成29年度の監査に当たっては、重点的に取り組むべき事項を定め、監査結果が事務・事業の改善に資することとなるよう指導監査を第一義として、これまでの監査結果を踏まえて誤りや不正等が発生するリスクを考慮した上で、実施方法及び実施手続を定めて監査を実施した。

【重点的に取り組むべき事項】

複数の局、区等により横断的に実施されている事業又は複数の局、区等に共通・関連する事項

1 者随意契約に関する事務

平成28年度に指摘事項とし、その後措置が講じられた事項

これまで監査を実施していなかった事項

財務監査

1 実施方法

財務監査は、財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理を対象として、正確性、合規性のほか、経済性、効率性及び有効性の観点から局、区等を単位として実施する。監査対象の選定に当たっては、原則として3年間で全ての局、区等を網羅するものとし、過去の実施状況を勘案して決定する。

平成29年度は第1期、第2期及び第3期に分けて実施し、監査対象年度は第1期が平成28年度分、第2期及び第3期は平成29年度分とする。ただし、必要に応じて、対象年度前に執行した事務についても対象とする。

2 実施手続

- (1) 監査委員は、議会、市長及び監査対象の執行機関の長に対して監査の実施を通知する。
- (2) 監査委員は、事務局長をして、実施計画に基づき監査等の手続を行わせる。
- (3) 事務局長は、監査委員に対して、監査等の手続が終了したときは、その結果を報告する。
- (4) 監査委員は、委員協議を行い監査対象に対して監査を実施し、その結果を講評する。

- (5) 監査委員は、議会、市長及び監査を実施した執行機関の長等に対して監査の結果を速やかに提出するとともに、相模原市掲示場等で公表する。
- (6) 監査委員は、監査の結果に基づく措置状況について、市長等に適時報告を求めるとともに、議会、市長又は執行機関の長等から監査の結果に基づき措置を講じた旨の通知があったときは、当該措置について公表する。
- (7) その他の事項については、相模原市監査基準(平成29年監査委員訓令第1号)によるものとする。

3 平成29年度監査対象局及び監査実施日

監査対象局	監査実施日
市民局	平成29年10月4日
総務局	平成30年1月10日
環境経済局	
議会局	平成30年3月2日
教育局	

4 監査の結果

指摘事項等の件数は、次のとおりである。

区分	件数
指摘事項	7件
注意事項	4件
意見	6件
計	17件

区分の説明	
指摘事項	… 事務の執行や事業の管理が違法又は不当な事項について、不適正なものとして是正を勧告するもの
注意事項	… 指摘事項に至らない内容で、監査委員が注意を必要と判断したもの
意見	… 組織及び事務運営のより一層の効率化・合理化等を求めることが必要と判断したもの

(1) 指摘事項

概 要	措置公表日
<p>< 負担金、補助及び交付金の支出に関する事務 ></p> <p>各防犯協会への補助金の交付について次のような事例が見られた。</p> <p>ア 平成 27 年度相模原防犯協会補助金の実績報告書において、収支決算書に記載された平成 27 年度予算額が、報奨金及び報奨費の増額補正や予備費から旅費への流用後の金額となっていた。</p> <p>補助金等に係る予算の執行に関する規則では、補助事業者は補助金等の充当予算を変更しようとするときは、事務事業計画変更申請書を市長に提出し、その承認を受けなければならないとされているが、当該申請書の提出や市の承認について確認できなかった。</p> <p>イ 平成 27 年度相模原南防犯協会補助金の実績報告書において、収支決算書に記載された平成 27 年度予算額に記載誤りが多数見られた。</p> <p>ウ 平成 27 年度相模原北防犯協会補助金の実績報告書において、収支決算書に記載誤りが散見された。</p> <p>エ 平成 27 年度の各防犯協会への補助金については「事業完了後、速やかに実績報告書を提出すること」を条件に交付されていた。しかしながら、実績報告書の受理日は、平成 27 年度末の事業完了後、遅いもので 5 か月以上経過していた。</p> <p>各防犯協会への補助金については、平成 23 年 12 月及び平成 26 年 12 月に実施した定期監査において、補助金額の妥当性及び合理性並びに補助金支出の有効性について検証するよう注意事項としたところであるが、今回の監査において実績報告等に係る不適正な事例が見られた。</p> <p>【平成 29 年 10 月 4 日実施 交通・地域安全課 (市民局)】</p>	<p>検討中</p>

<p>< 委託料の支出に関する事務 ></p> <p>保存文書等保管集配業務委託契約について、契約規則では、落札者は書面や口頭などにより落札した旨の通知を受けた日から7日以内に、契約を締結しなければならないとされているが、実際の契約締結日が入札・落札決定日の10日後となっていた。</p> <p>前回(平成26年5月)の定期監査において、契約書類に記載誤りが散見されたことから注意事項としたところ、再発防止に取り組む旨の報告を得ていたが、今回の監査においても不適正な事例が見られた。</p> <p>【平成30年1月10日実施 情報公開課(総務局)】</p>	<p>平成30年 2月16日</p>
<p>< 旅費の支出に関する事務 ></p> <p>自宅から出張地まで直行により出張した旅費について、勤務場所から出張地までの旅費を上限とすべきところ、上限額を超える自宅から出張地までの旅費を支給したため、過払いとなっている事例が見られた。</p> <p>前回(平成29年1月)の定期監査において、出張命令簿に記載誤りが多数見られたことから注意事項としたところであるが、今回の監査においても不適正な事例が見られた。</p> <p>【平成30年1月10日実施 廃棄物指導課(環境経済局)】</p>	<p>平成30年 2月16日</p>
<p>< 委託料の支出に関する事務 ></p> <p>たてしな自然の村の管理に関する協定書に基づく指定管理料の支出(平成28年度分)について、平成29年3月末に業務が終了する際に、協定書の「個人情報の取扱いに関する特記事項」に定められた、指定管理者が個人情報を廃棄する場合の書面による事前申請及び市の承認が行われておらず、個人情報を廃棄した後の書面による市への報告も行われていなかった。</p> <p>【平成30年1月10日実施 商業観光課(環境経済局)】</p>	<p>平成30年 2月16日</p>

<p>< 委託料の支出に関する事務 ></p> <p>キャンプ場管理運営業務委託において、契約規則第30条に基づき契約書に記載することが必要とされている、契約の適正な履行を確保するための監督及び検査について規定されていなかった。</p> <p>また、平成28年度の委託料の精算に当たり、精算金額の根拠となる精算報告書において、運営費について執行した内訳の詳細が記載されていないにもかかわらず、概算で支払った金額と同額で精算が行われていた。</p> <p>当該委託契約については、前回(平成27年1月)の定期監査において、仕様書と見積書の相違や見積書の記載誤りが見られたことから指摘事項としたところであるが、今回の監査においても依然として不適正な事務処理を行っていた。</p> <p>【平成30年1月10日実施 商業観光課(環境経済局)】</p>	<p>平成30年 2月16日</p>
<p>< 委託料の支出に関する事務 ></p> <p>平成28年度の鳥屋獵区入獵承認事務において、鳥屋獵区管理規程第7条において入獵希望日の5日前までに行わなければならないとされている入獵申込みの手続についてや、第11条により様式が定められている入獵承認証への入獵者住所欄の記載について、さらには第12条に定められた入獵承認証等の返納について、管理規程とは異なる事務処理が行われていた。</p> <p>また、鳥屋獵区管理者印の事前押印については、公印規則第9条に定められた承認手続を経ておらず、押印済みの入獵承認証等について使用状況等の把握も行われていなかった。</p> <p>鳥屋獵区入獵承認事務については、前回(平成27年5月)の定期監査において、管理規程と異なる事務処理を行っていたことなどについて注意事項としたにもかかわらず、今回の監査においても不適正な事務処理が見られた。</p>	<p>平成30年 2月16日</p>

<p>【平成30年1月10日実施 津久井地域環境課 (環境経済局)】</p>	
<p>< 委託料の支出に関する事務 ></p> <p>中学校給食調理業務委託(Aブロック)は、契約書では、契約相手方が業務の円滑な履行が図られるよう業務従事者を配置することを定め、仕様書において、業務責任者、食品衛生責任者のほか調理業務従事者等を置くこととされている。また、仕様書で業務従事者に対して、健康診断を年1回、腸内細菌検査を毎月2回(年24回)行い、検査結果を書面により報告することを求めている。</p> <p>業務従事者の配置状況について、平成29年1月5日付けの業務従事者報告書では76人で、同月10日付けの業務従事者変更報告書で4人が追加されていた。一方で、同月18日付けの健康診断結果報告書では7人分が、10月3日に提出された9月分の腸内細菌検査結果では96人分が記載されており、これらの報告書からは業務従事者の把握はできなかった。</p> <p>【平成30年3月2日実施 学校保健課(教育局)】</p>	<p>検討中</p>

(2) 注意事項

概 要	
<p>< 委託料の支出に関する事務 ></p> <p>職員会館管理業務委託契約において、契約相手方が提出すべき空調設備の点検業務等に関する報告書の一部が提出されていなかった。</p>	<p>【職員厚生課(総務局)】</p>
<p>< 社会教育費雑入の収入に関する事務 ></p> <p>簡易印刷機使用者から徴収した10月分利用料のうち、算定誤りによる誤徴収が見られた。</p>	<p>【中央公民館、陽光台公民館(教育局)】</p>
<p>現金受払簿の現金取扱員が押印すべき欄が、全て現金出納員により押印されており、現金取扱員は押印していなかった。</p>	<p>【中央公民館(教育局)】</p>

< 使用料及び賃借料の支出に関する事務 >

大野小学校外 3 校普通教室等冷暖房設備賃貸借において、特記仕様書に定期点検等が定められているが、契約規則第 30 条に基づき契約書に記載することが必要とされている、契約の適正な履行を確保するための監督及び検査について規定されていなかった。また、契約相手方から定期点検後に報告書が提出されていたものの、決裁処理が行われていなかった。 【学校施設課（教育局）】

(3) 意見

概 要
<p>補助金の交付においては、補助事業の成果・実績の確認や補助金額の妥当性の検証が非常に重要であり、公益性、公平性及び透明性の一層の確保を図る観点からも、予算補助における履行確認の明確化などについて検討すべきである。</p>
<p>行政庁に対する意思表示については、民法第 97 条第 1 項の到達主義が適用され、相手方の意思表示が行政庁に到達したときに、自治体はその意思表示に対して必要な事務を処理すべき義務が発生することとなる。したがって、到達した文書について遅滞なく事務処理を開始できるよう、適切に收受を行うことが大変重要である。</p> <p>本市においては、公文書管理規則第 6 条に「文書が市に到達したときは、速やかに收受の手続を行うものとする」と規定されており、具体的な收受の方法として、公文書管理規程第 5 条において、文書主任等が公文書の余白に専用受付印を押印するものとされている。</p> <p>しかしながら、到達した公文書に受付印の押印がなされないまま事務処理が行われている事例が見られた。また、近年の監査においても、同様の事例が全庁的に散見されている。</p> <p>今後は、公文書の適切な收受が全庁的に行われるよう、公文書が到達した時点を明らかにするための受付印の押印について、周知徹底を図られたい。</p>
<p>契約金額の総額を見込むことができる単価契約について、総価単価契約ではなく単価契約(基本契約)として締結している事例が見られた。</p> <p>単価契約に関する留意事項については、平成 29 年 9 月に実施した行政監査において意見とし、庁内に周知されているが、引き続き単価契約の適正な執行に向けて取り組まれたい。</p>

公印規則に定められた手続を行うことなく公印を使用している事例が見られたが、公印は公文書の真実性及び公信性を表す重要な機能を持つものであり、その保管を厳重にし、慎重に取り扱う必要がある。

公印に関する事務に当たっては、その重要性を認識し、公印規則等に定められた使用手続が適切に行われるよう、周知徹底を図られたい。

公民館に設置された簡易印刷機を利用する際に記入する申請書の様式は、各公民館で独自のものが使用されていた。また、利用者の実費負担については、公民館における簡易印刷機利用基準で負担額が定められているが、製版や印刷枚数の数え方については、各公民館がそれぞれ解釈し運用を行っていた。

今後は、利用料徴収事務の各公民館における正確性、効率性の向上や、公平性、透明性を図る観点から、使用する様式や同基準の運用について統一化を図られたい。

業務従事者や業務の履行に伴う衛生管理の把握が不十分な状況が見られたが、給食の安全性を確保する観点から、調理等の作業において食品に接触する可能性のある給食調理従事者の健康状態を把握することは大変重要である。

平成28年1月の定期監査において、ランチボックスの大腸菌群に係る検査結果の提出等が確認できないなど不適切な事務処理が見られたことから、安全・安心な学校給食の提供について意見としたところであるが、教育委員会は、改めて学校給食における安全性確保の重要性について認識し、給食調理事業者に対する指導監督を徹底するなど、安全・安心な学校給食の提供について万全を期されたい。

行政監査

1 実施方法

行政監査は、財務監査の対象とした局、区等に対し、重点調査項目として1者随意契約における業者選定の妥当性等について、個別調査項目として監査対象の局、区等に共通・関連する事項等について、財務監査と併せて実施する。

さらに、上記の監査とは別に、監査等の結果に基づき措置が講じられた事項について、また、社会の動向や本市を取り巻く内外の諸状況等を勘案した上で、複数の局、区等に横断的に実施されている事業について時宜に適ったテーマを定めて実施する。

いずれの監査も、市の事務執行の経済性、効率性及び有効性のほか、正確性及び合規性を観点として実施する。

2 実施手続

財務監査と同様とする。

3 監査の結果

(1) 重点調査項目の結果

平成29年度は重点調査項目として、「契約における業者選定(1者随意契約の場合)について」をテーマと定め監査を実施した結果、検討すべき事項は3件であった。

ア 検討すべき事項

概要	措置公表日
<p><再委託を行う場合の事前承諾について></p> <p>「中央区統合端末移設作業委託」ほか4件の契約において、契約相手方は業務の一部を第三者に再委託していたが、契約関係書類には再委託に関する規定が設けられておらず、市の承諾がないまま再委託が行われていた。</p> <p>また、「戸籍情報システムプログラムプロダクト保守委託」の契約書約款では、業務の一部を再委託する場合は、契約相手方はあらかじめ書面により届出し、市の承認を受けるとされているが、契約相手方からの届出や市の承認について確認できなかった。</p>	平成29年10月27日

【平成29年10月4日実施 区政支援課（市民局）】	
<p><個人情報の取扱いに関する措置について></p> <p>「戸籍情報システムプログラムプロダクト保守委託」において、契約書の特記事項には、契約相手方は個人情報の取扱いに係る作業責任者等について、業務の着手前に書面により報告しなければならないと規定されているが、市への報告がないまま委託業務が行われていた。</p> <p>【平成29年10月4日実施 区政支援課（市民局）】</p>	平成29年10月27日
<p>相模川自然の村公園便所・炊事場清掃及び便所鍵開閉業務委託において、業務の一部が第三者に再委託されていたが、再委託承諾申請書の再委託内容を記載する欄には「公園便所・炊事場清掃業務及び便所鍵開閉業務」と記載されているだけで、再委託する業務の内容や範囲が明瞭に示されているとは言い難いものであった。</p> <p>【平成30年1月10日実施 公園課（環境経済局）】</p>	平成30年 2月16日

行政監査では、指摘事項及び注意事項を「検討すべき事項」としている。

(2) 個別調査項目の結果

平成29年度は個別調査項目として、次のテーマを定め監査を実施した。

対象局	テーマ	検討すべき事項	意見
市民局	消費生活相談事業について	1	1
総務局	職員研修について	1	1
環境経済局	相模原市総合就職支援センターが実施する就労支援事業について	1	1
教育局	野外体験教室について	4	2

ア 市民局

検討すべき事項の概要	措置公表日
消費生活相談員の平成29年3月分の費用弁償(旅費)を調査したところ、転居により住所が変更されていた消費	平成29年10月27日

生活相談員が出張先から直帰した旅費について、転居前の最寄り駅を基に算定したことにより過大に支給していた事例が見られた。

【平成29年10月4日実施 消費生活総合センター】

意見の概要

消費者を取り巻く環境は、高齢化の進行、高度情報通信社会の進展や、「アクティブシニア」と呼ばれる、インターネットを使い積極的に消費活動を行う60歳以上の消費者の増加など大きく変化しており、行政は新たな消費者トラブルの動向や変化に素早く対応し、相談業務や情報発信を通じて、消費者被害の発生や拡大を未然に防ぐことが求められている。今後とも、消費者問題や暮らしの問題に取り組む国の中核的な実施機関である国民生活センターをはじめとする関係機関や消費者団体等との連携を通じ、消費者行政に関する施策を推進されたい。

イ 総務局

検討すべき事項の概要	措置公表日
<p>今回の監査において実施した、職員研修に係る職員意識調査において、受講する研修の予定を把握している職員は、およそ3人に1人となっていた。また、業務を遂行していく上で研修が必要であると感じている職員が大半を占めている一方、職場研修及び研修所研修のいずれにおいても、必要とする研修を「受講できている」と回答した職員は半数にとどまっており、受講できない理由として職場環境を挙げる職員が多く見られた。</p> <p>職員研修規程では、第4条で総務部長が研修実施計画を策定し、各所属長に通知すること、第9条で各所属長が職場研修等への参加について適切な措置を講ずることが定められている。</p> <p>職員一人ひとりが、研修を通じて自分の職位に応じた役割と職種ごとに必要な専門的知識・能力を習得し研鑽に努めることが、多様化する市民のニーズに応えて施策を展開していく上で必要不可欠である。今後もより多くの職員が</p>	<p>平成30年 2月16日</p>

研修に関する情報を得られるよう、研修実施計画等の周知に努めるとともに、各職場において、研修を受講しやすい職場環境の醸成に努められたい。

【平成30年1月10日実施 職員課職員研修所、健康福祉総務室（健康福祉局）、技術監理課（都市建設局）】

意見の概要

職員意識調査において、人材育成基本方針及び各局の人材育成方針を認識していない職員が多く見られ、特に各局の人材育成方針についてはおよそ4人に1人が「知らない」と回答していた。人材育成基本方針は、本市の職員に求められる職員像を定め、計画的・総合的な人材育成を進めることを目的として策定されたものであり、各局においては、業務の特性や課題に即した人材育成に取り組むため、人材育成基本方針に基づく局人材育成方針を策定している。このことに留意し、職員に対して改めて人材育成基本方針等の周知を図られたい。

また、より効果的な職員研修を企画し、実施していくためには、受講アンケートによる理解度や意見等の把握に留まらず、改善点を検討し次回以降の計画に反映させていくことが重要であると考え。今後も実施結果に基づく報告書等を十分に活用し、効果的な研修の実施に努められたい。

経験豊富な職員の退職や若手職員の増加に対応し、知識・技術の継承や若手職員の育成を行っていくことが、重要な課題となっている。また、女性の視点を活かした政策形成やサービスを拡充させることが市民満足度の向上や自治体の活性化につながることから、女性職員へのキャリア形成支援等をより進めることが求められている。

職員研修所においては、今後も研修所研修を適切に実施するとともに、各部局が実施する職場研修への支援に努め、各職場においては職場研修の充実や、人材育成の取組について一層推進されたい。

ウ 環境経済局

検討すべき事項の概要	措置公表日
平成28年度の若者サポートステーション事業委託契約を調査したところ、業務の履行状況については、業務完了後に提出する業務完了報告書のほかに、仕様書で定めた	平成30年 2月16日

講座等 1 2 事業を実施した際には、その都度翌月の月報において市に報告することが定められているが、月報から実施が確認できたのは 1 事業のみであり、残りの 1 1 事業の実施については業務完了報告書では確認できたものの、月報で確認することができなかった。

【平成 3 0 年 1 月 1 0 日実施 雇用政策課】

意見の概要

総合就職支援センターの近年の利用状況を見ると、就職困難者を対象とする市就職支援センターのキャリアカウンセリングや、働くことに悩みを抱える若者を対象とする若者サポートステーション、生活及び就労に関する問題を抱える方を対象とするパーソナル・サポート・センターを利用する求職者は増加を続けており、こうした求職者に対し、状況に応じた支援が今後も必要になると思われる。

市が現在、委託契約に基づき各就労支援機関から提出を受けている報告書の中には、利用者数や講座の実施件数といったデータのほか、事業への参加の経緯、参加者の感想などの事例や、事業の成果や課題等を報告しているものが見られた。雇用対策を進めていく上で、こうした情報を分析し、今後の就労支援事業に生かされたい。

現在、総合就職支援センターでは、各就労支援機関の連携促進に向けた会議が開催されているが、4つの就労支援機関が設置されている特性を生かした総合的な支援と情報提供によるきめ細かな就労支援につながることを期待されることから、引き続き連携の強化に取り組みたい。また、総合就職支援センターの機能が広く求職者等に認知されるよう周知に努められたい。

エ 教育局

検討すべき事項の概要	措置公表日
<p>< 利用承認に関する事務について ></p> <p>(ア) 相模川ビレッジ若あゆ</p> <p>a 平成 2 9 年 7 月に宿泊利用した団体において、利用承認申請書の提出が、規則で定める期間を過ぎている団体が見られた。</p> <p>b 平成 2 9 年 7 月に児童生徒宿泊室を利用した団</p>	<p>平成 3 0 年 3 月 2 9 日</p>

<p>体において、承認事項変更の手続を行わないまま、引率者宿泊室を追加利用している団体が見られた。</p> <p>c 平成29年5月に、8月の日帰り利用の承認を受けた団体において、6月に利用人数の変更が行われていたが、利用承認変更申請書の提出が確認できなかった。また、利用日当日に利用の取消しが行われていたが、利用承認取消申請書の提出が確認できなかった。さらに、前納することが必要な使用料の納付が確認できなかった。</p> <p>(イ) ふじの体験の森やませみ</p> <p>a 平成29年7月に日帰り利用した団体及び10月に宿泊利用した団体において、利用承認申請書の提出が、規則で定める期間を過ぎている団体が見られた。</p> <p>b Sネットによる利用承認申請について、利用承認に係る決裁処理が行われていなかった。</p> <p style="text-align: center;">【平成30年3月2日実施 相模川自然の村野外体験教室】</p>	
<p>< 委託料の支出に関する事務について ></p> <p>(ア) 相模川ビレッジ若あゆ</p> <p>「相模川自然の村野外体験教室の管理に関する協定書」に基づく指定管理料の支出について調査したところ、次のような事例が見られた。</p> <p>a 清掃業務について、仕様書ではグリストラップについては年12回以上、床タイルについては年2回以上清掃を実施することとされているが、指定管理者から提出された業務報告書では、実施したことを確認できなかった。</p> <p>b 警備業務について、仕様書では警備員の巡回を一晩に4回以上実施することとされているが、指定管理者から提出された業務報告書では4回目の巡回</p>	<p>検討中</p>

の実施を確認できない日が散見された。

(イ) ふじの体験の森やませみ

ふるさと自然体験教室総合管理業務委託について調査したところ、次のような事例が見られた。

- a 契約規則第30条に基づき契約書に記載することが必要とされている、契約の適正な履行を確保するための監督及び検査について規定されていなかった。
- b 開所日に実施することとされている1階更衣室の清掃について、契約相手方から提出された清掃作業報告書では、実施したことを確認できない日が散見された。また、週3回程度実施することとされている脱衣室トイレの清掃について、6月の実施は1回のみとなっていた。
- c 夜間警備業務について、仕様書で建物内外の巡回や施錠等を行うため必要な人員を配置し、常時1名は事務室で待機することを定めているが、実際の夜間警備業務は1名で行われていた。また、実際に巡回を行った時間が仕様書で定められた時間と相違していた。
- d 空調に関する設備点検業務について、仕様書と設備点検報告書で形式名の相違や、報告書の提出の遅延が見られた。
- e 施設管理業務について、仕様書で提出することとされている日報が未提出となっていた。また、月報の提出漏れが見られた。

【平成30年3月2日実施 相模川自然の村野外体験教室】

意見の概要

利用承認に係る申請書や通知書については、規則で名称が定められているが、実際に使用している申請書等の名称が規則と異なるものが多数見られた。また、若あゆみやませみの間で異なっている事例や、Sネットから出力されたものとそれ以外とで異なっている事例が見られた。今後は、使用する申請書の名称等について、事務の正確性や効率性向上のため規則に従い統一化を図られたい。

また、利用承認に当たって、職員間で宿泊利用と日帰り利用の取扱いについて運用が相違している事例が見られたが、根拠を明確化し統一的な運用を図られたい。

平成32年4月に施行される小学校学習指導要領及び平成33年4月に施行される中学校学習指導要領では、自然の大切さや他者との協働の重要性等を実感するための体験活動や集団宿泊体験活動が重視されることとなる。

本市の野外体験教室はこれまで多くの児童生徒に利用され、様々な体験活動が行われており、昨年度の学校利用アンケートの結果からも、職員の支援の下、児童生徒が意欲的に取り組み、学校のねらいが達成されていることがうかがわれるところである。今後とも、充実した体験活動が行われるよう取り組まれたい。

(3) 行政監査(単独実施)の結果

	テーマ	監査実施日
第1期	平成28年度に実施した定期監査等の結果に基づき措置が講じられた事項の取組状況について	平成29年 9月 6日
第2期	基金の管理及び運用について	平成30年 2月15日

検討すべき事項は3件(第2期)、意見は5件(第1期:2件、第2期:3件)であった。

ア 検討すべき事項(第2期)

概要	措置公表日
<p>< 調定の未処理について ></p> <p>基金に係る収入の調定について調査したところ、9基金において基金会計の収入の調定が行われていなかった。また、3基金において一般会計等の調定が行われていなかった。</p> <p>【平成30年2月15日実施 シティセールス・親善交流課、財務課、文化振興課、地域福祉課、産業政策課、津久井地域経済課、交通政策課、津久井土木事務所、学務課】</p>	平成30年3月29日
<p>< 財務事務における決裁責任者について ></p> <p>基金に係る財務事務の執行について調査したところ、5基金において一般会計の調定及び支出命令並びに基金会</p>	平成30年3月29日

<p>計の支出命令の際に、事務専決規程に定められている決裁責任者とは異なる決裁者により処理されている事例が見られた。 【平成30年2月15日実施 契約課、文化振興課、交通政策課、津久井土木事務所、学務課】</p>	
<p><用品調達基金に係る契約事務について> 用品調達基金に係る契約事務について調査したところ、14件の契約書約款において、契約の解除に伴う措置に関する条文中に引用誤りが見られた。また、1件の契約書約款において、暴力団排除に係る発注者の解除権に関する条文中に引用誤りが見られた。 【平成30年2月15日実施 契約課】</p>	<p>平成30年4月27日</p>

イ 意見

(ア) 第1期

概 要
<p><単価契約に関する留意事項の庁内周知について> 本市では、単価契約に関する留意事項について、「単価契約に係る契約事務について(平成20年3月27日付け契約課長通知)」において、単価契約を「総価単価契約」と「単価契約(基本契約)」に分類した上で、「単価契約といえども、適正な予算執行管理の必要性から、あらかじめ数量を見込むとともに、契約金額の総額を見込むべきであることから、できる限り総額(又は限度額)を表示する契約を締結すべきである。よって、単価契約の種類を選択にあたっては、できる限り「総価単価契約」を選択すべきである」としている。 今回、緑高齢者相談課の「ひとり暮らし高齢者等給食サービス事業」に係る委託業務の契約事務を調査したところ、仕様書に給食サービスの予定数量が記載されているものの、契約書頭書には給食サービス1食当たりの単価のみが記載されており、総価単価契約ではなく単価契約(基本契約)となっていた。 単価契約に関する留意事項については、当該通知が発出されてから長期間経過していることから、改めて庁内に周知し、単価契約の適正な執行を図られたい。</p>

< 不適切な事務処理の防止に向けた取組について >

市においては、定期監査の指摘事項等とそれに対する注意点をまとめた「事務処理ミス防止ハンドブック」の作成・周知、契約事務等に関する「一斉事務点検」の実施、業務上のリスクを抽出しその対策等を確認するための「リスク対策シート」の作成など、事務処理ミス防止に向けた様々な取組が行われている。

事務処理ミスが発生すると、その対応に多くの時間や労力、経費が必要となるばかりでなく、市政に対する信頼を失うおそれもあることから、引き続き不適切な事務処理の防止に向けた取組を徹底されたい。

(イ) 第 2 期

概 要

< 基金事務に係る統一的な事務処理手順等について >

基金の管理に係る事務処理について、全庁に統一的に示されたものはなく、各所管課における事務処理方法は様々な状況となっていた。年度末に一括して記録するのみで収支の状況を随時確認できない事例や、公文書としての保存期間に差異が生じている事例なども見られた。

基金を確実かつ効率的に管理・運用するため、今後は、基金事務に関し収支の記録、保有財産の把握等の共通する事項については、統一的な事務処理手順等として整理し、各所管課における基金事務の正確性及び効率性の向上を図られたい。

< 財務会計システムについて >

基金会計に係る財務処理を行う場合、財務会計システムでは調定書の起票ができないことや、支出命令書を起票する際に決裁区分欄に表示される決裁者が、事務専決規程で定められた決裁責任者とは異なる場合があることが認められた。

今後、財務会計システムに関する誤りが生じないように、改めて庁内周知を行うとともに、システムの検証を行い、更新時には改善を図られたい。

< 基金に係る資金運用について >

基金に係る資金運用については、厳しい経済情勢の中、預金及び債券運用の運用利率等が低い状況が続いていることから、長期的な視点に立ち、安定した運営を行うためには、基金を効果的に運用することが重要である。

市においては、基金のより効果的な運用を進めるため、平成 26 年度から資金の一元管理を行っているが、今後も、債券市場動向の情報を積極的に入手し、安全性及び流動性に配慮した上で、より有効かつ的確な資金運用に努められたい。

小・中学校監査

1 実施方法

小・中学校監査は、主に学校における児童及び生徒の安全が確保されているか、現金の保管及び出納が適正に行われているかについて、正確性、合規性の観点を中心として、財務監査と行政監査を併せて実施する。監査対象の選定に当たっては、過去の実施状況等を勘案して決定する。

2 実施手続

財務監査と同様とする。

3 平成29年度監査対象校及び監査実施日

監査対象校	監査実施日
小学校8校及び中学校4校	平成29年 7月 7日

4 小・中学校監査の結果

指摘事項等の件数は、次のとおりである。

区分	件数
指摘事項	2件
注意事項	2件
意見	1件
計	5件

(1) 指摘事項

概要	措置公表日
<p>< 現金等の管理 ></p> <p>平成28年6月に市から受領した委託料及び同年7月から12月までに執行した講師謝礼等について、収入書及び予算執行票を作成することなく現金出納を行い、平成29年1月にこれらの財務書類を作成し決裁処理を行っていた。</p> <p style="text-align: right;">【鶴園小学校】</p>	平成29年 8月 9日

<p>< 現金等の管理 ></p> <p>平成 28 年 7 月及び 8 月に執行した消耗品費等について、予算執行票を作成することなく現金出納を行い、平成 28 年 12 月以降にこれらの財務書類を作成し決裁処理を行っていた。</p> <p style="text-align: right;">【弥栄中学校】</p>	平成 29 年 8 月 9 日
---	-----------------

(2) 注意事項

概 要
<p>< 現金等の管理 ></p> <p>平成 27 年度の精算処理により生じた戻入額を立て替えて平成 28 年 5 月に納付していたが、その後、立替えの解消がなされていなかった。</p> <p style="text-align: right;">【大野北小学校】</p>
<p>< 現金等の管理 ></p> <p>平成 28 年 12 月までに作成した委託料の受領に関する収入書の収入年月日欄及び講師謝礼等に関する予算執行票の支出年月日欄を「平成 28 年」とすべきところ「平成 29 年」と記載する誤りや、記載漏れが見られた。</p> <p style="text-align: right;">【九沢小学校】</p>

(3) 意見

概 要
<p>遊離残留塩素はプール水の消毒管理の指標であり、一定濃度に保持することは、感染症予防等プールの衛生管理において重要な意義を持つものとされている。今後とも児童生徒の安全や健康に留意し、プールの適切な水質管理を実施されたい。</p> <p>プール排水口については、吸い込み事故等の重大事故につながる危険性があることから、引き続き全ての小・中学校において確実に点検及び安全対策を実施し、児童生徒の安全確保を図られたい。</p>

工事監査

1 実施方法

工事監査は、市の執行する土木工事、建築工事等の計画、設計、積算、契約及び施工が適正に行われているかについて、正確性、合規性、経済性、効率性及び有効性、併せて工事の安全性を観点として実施する。

工事監査の対象とする工事については、契約金額、工種、設計変更、入札方法及び工事の進捗状況を総合的に勘案し抽出して行う。

また、平成29年度は、工事請負費及び施設修繕料を対象として、第3期の財務監査に併せて実施する。

2 実施手続

財務監査と同様とする。

第1期は、専門的な知識を活用するため、技術士の資格を有する者を擁する団体に、計画、設計、積算及び施工技術の調査を委託し実施する。

第2期は、平成29年度に実施する工事について書面調査を中心に実施する。

3 平成29年度監査対象工事、対象課及び監査実施日

	対象工事	対象課	監査実施日
第1期	<ul style="list-style-type: none">麻溝小学校A棟校舎改築等工事麻溝小学校A棟校舎改築等電気設備工事麻溝小学校A棟校舎改築等空調設備工事麻溝小学校A棟校舎改築等給排水衛生設備工事	学校施設課 契約課 技術監理課	平成29年11月8日
第2期	<ul style="list-style-type: none">共和小学校給食受入庫改修工事	学校保健課 学校施設課 契約課 技術監理課	平成30年3月2日
	<ul style="list-style-type: none">大野台中学校A2棟トイレ改造工事大野台中学校A2棟トイレ改造機械設備工事緑が丘中学校普通教室等空調設備設置工事	学校施設課 契約課 技術監理課	

・緑が丘中学校普通教室等空調設備設置電気設備工事	
・桜台小学校外3校バスケットゴール補強修繕 ・淵野辺小学校外2校バスケットゴール等補強修繕 ・相武台小学校外2校バスケットゴール補強修繕 ・鹿島台小学校外2校バスケットゴール等補強修繕 ・上溝小学校外3校バスケットゴール等補強修繕 ・旭小学校外2校バスケットゴール等補強修繕	学校施設課
相模原球場手洗所修繕	スポーツ課

4 工事監査の結果

指摘事項等の件数は、次のとおりである。

区分	第1期	第2期
指摘事項	0件	0件
注意事項	1件	2件
意見	6件	2件
計	7件	4件

(1) 注意事項

ア 第1期

概要
<p>< 支出命令書(併合)における決裁について ></p> <p>継続費・通次繰越予算と現年度予算を合わせて執行した前払金3,804万円に係る支出命令書(併合)において、事務専決規程では、3,000万円を超える支出命令は部長の専決事項とされているが、課長が決裁し支出していた。</p> <p style="text-align: right;">【学校施設課(教育局)】</p>

イ 第2期

概 要
<p>< 随意契約における分割発注の防止について ></p> <p>小学校の屋内運動場吊下げ式バスケットゴールの耐震補強について調査したところ、20校を対象とする修繕を6件の随意契約として、短期間に連続して2者と契約していた事例が見られた。 【学校施設課（教育局）】</p>
<p>< 検査調書等の作成について ></p> <p>学校施設課及びスポーツ課の実施した修繕について調査したところ、検査調書に代わる書類としての「完成届」には、検査実施日の記載はあるが、合格に関する記載欄がないなど、当該修繕の検査の詳細が不明確な状況となっていた。 【学校施設課、スポーツ課（教育局）】</p>

(2) 意見

ア 第1期

概 要
<p>< 地質調査について ></p> <p>工事現場周辺は地盤も良く地層の変位も緩やかとされているが、一般的には地下の地質は推測できないほど傾斜や土質の変化が想定される。建築物の基礎設計をするに当たって、現場の地質の状況を把握することは大変重要であることから、今後とも、個々の現場に応じた地質調査を適切に実施されたい。</p>
<p>< 特記仕様書への耐震仕様の記載について ></p> <p>麻溝小学校は避難所として位置付けられた施設であり、設備機器の一部には、耐震仕様の機器が必要となるため、設計図の機器表には機器ごとに必要とされる仕様が記載されているが、今後は、設計図の特記仕様書に耐震仕様の機器一覧を明記するなど、より分かりやすい設計図とされたい。</p>
<p>< 換気量計算書の作成について ></p> <p>空気調和設備工事においては、設計図に機器ごとの給排気量が記載されているが、調理室とその他区画の交叉汚染防止のための給排気バランスが一目で分かるよう、今後は、設計時に換気量計算書を作成されたい。</p>
<p>< 騒音計算書の作成について ></p> <p>空気調和設備工事において、屋上設置機器は騒音の発生源となるため、騒音規制</p>

基準を満たす機器が使用されていた。今後は、設計段階で騒音計算書を作成し、隣地境界線での予想騒音値を算出することにより対策立案の根拠とされたい。

< 財務会計システムにおける決裁責任者の表示について >

財務会計システムで作成する支出命令書(併合)の決裁区分欄に表示される決裁責任者が、事務専決規程で定められた決裁責任者と相違することが認められた。今後、このことにより財務事務に誤りが生じないように、速やかに全庁への周知を行うとともに、同システムの更新時には改善を図られたい。

< 工事施工時の安全管理について >

工事の施工に当たっては、今後も適切な工程管理を実施するとともに、安全管理に十分注意を払われたい。また、工事現場は小学校の敷地内であり、児童等の安全にも十分に配慮されたい。

イ 第 2 期

概 要

< 予定価格の設定について >

今回調査した修繕において、1者から徴取した参考見積書に基づき予定価格が設定されていた。

予定価格の設定については、不調になったり、公平な入札にならなかつたりすることがないように、可能な限り参考見積書を複数者から徴取するとともに見積額の内容を確認し、取引の実例価格等を考慮して適正な予定価格を設定することとされている。

今後は、入札において公平性を確保することの重要性を再認識するとともに、参考見積書を複数者から徴取するなど、適正な予定価格の設定に努められたい。

< 工事関係書類の管理について >

工事や修繕に関する工事関係書類等が予算執行に係る工事関係図書とは別に保管されていた。

工事等の監督に際し、これらの書類は工事関係図書として一元的に管理することが必要である。今後は、工事関係書類の適切な管理を徹底することにより、事務処理ミスの未然防止とともに、効率的な事務執行を図られたい。

財政援助団体等監査

1 実施方法

財政援助を行っている団体、出資団体、債務保証団体、信託の受託者及び公の施設の指定管理者に対する監査は、団体において当該財政援助等に係る出納その他の事務の執行が適正かつ効率的に行われているかを観点として、次のとおり実施する。併せて、監査対象団体を所管する市の局部等の当該団体への指導、監督が適切に行われているか等についても監査を実施する。

また、指定管理者監査については、平成29年度は、これまで監査を実施していなかった公の施設を管理している団体に着目して監査を実施する。

(1) 出資団体監査

市が出資している団体に対しては、経営成績及び財政状態等を踏まえつつ、団体の事業の執行及び出納その他の事務について財務諸表の正確性、財務事務の合規性を観点として実施する。監査対象団体は、市が資本金等の4分の1以上出資している団体から抽出する。

(2) 財政援助団体監査

財政援助を受けている団体に対しては、継続して市が補助金等を1,000万円以上支出している団体から監査対象団体を抽出し、財政援助を行った事業の執行及び補助金等の出納の合規性、補助金の成果についての評価が十分に行われているかという有効性を観点として実施する。

(3) 指定管理者監査

公の施設の指定管理者に対しては、当該施設の設置目的を達成するために効果的な管理が行われているかについて、経営成績及び財政状態等を踏まえつつ、管理に係る事務の執行及び収支会計経理の事務が、協定書等に基づき適正に行われているかという合規性、市民サービスの向上が図られているかという有効性を観点として実施する。

2 実施手続

財務監査と同様とする。

実施計画の策定及び監査の手続に当たっては、公認会計士の専門的知見を活用する。

3 平成29年度監査対象団体、市の所管課等及び監査実施日

(1) 第1期(公の施設の指定管理者監査)

- ア 監査対象団体
株式会社江ノ島マリンコーポレーション
- イ 市の所管課
水みどり環境課
- ウ 対象施設
相模川ふれあい科学館
- エ 監査実施日
平成29年10月26日

(2) 第2期(出資団体監査及び財政援助団体監査)

- ア 監査対象団体
公益財団法人相模原市健康福祉財団(以下「健康福祉財団」という。)
- イ 市の所管課
地域医療課
- ウ 監査実施日
平成30年1月26日

4 監査の結果

指摘事項等の件数は、次のとおりである。

区分	第1期		第2期	
	監査対象団体	市の所管課	監査対象団体	市の所管課
指摘事項	0件	0件	2件	0件
注意事項	0件	0件	1件	0件
意見	0件	1件	0件	1件
計	0件	1件	3件	1件

(1) 指摘事項(第2期)

概要	措置公表日
<p><財務諸表等について></p> <p>ア 「公益法人会計基準」では、財産目録はすべての資産及び負債につき、名称、数量、使用目的、価額等を詳細に表示するものとされているが、平成28年度の</p>	平成30年 5月29日

<p>目録には数量や使用目的が記載されていなかった。</p> <p>イ 「公益法人会計基準の運用指針」では、附属明細書の「引当金の明細」には、当期増加額と減少額を相殺せずそれぞれ総額を記載することとされているが、平成28年度の附属明細書には、退職給付引当金の明細として、増加額と減少額を相殺した額が記載されていた。</p> <p>ウ 平成27年度に増築したリース校舎については、所有権移転ファイナンス・リース取引に分類されるが、所有権移転外ファイナンス・リース取引として処理していたため、減価償却費の算定を誤っていた。</p> <p>また、平成28年度の貸借対照表において、支払期限が貸借対照表日後1年超のリース債務が流動負債に計上されていた。</p> <p>【平成30年1月26日実施 健康福祉財団】</p>	
<p><会計処理について></p> <p>会計処理規程では、「会計事務担当職員は、毎月末に会計記録を整理して、翌月15日までに会計責任者に提出しなければならない」と規定されているが、月末の会計記録が会計責任者へ提出されていなかった。</p> <p>【平成30年1月26日実施 健康福祉財団】</p>	<p>平成30年 3月 5日</p>

(2) 注意事項(第2期)

概 要
<p><現金等の管理について></p> <p>ア 会計処理規程では、現金は毎日の出納閉鎖後、残高を関係帳簿と照合し、正確性を期さなければならないとされているが、照合したことが確認できなかった。</p> <p>イ 会計処理規程細則において、別に定めるとされている手持現金の額及び取扱いに関する定めがなかった。</p>

ウ 証明書発行手数料等として収納した現金を、月末まで金庫に保管し、翌月にまとめて金融機関に入金処理していた。

エ 切手や収入印紙等の金券類の受払いの記録がなく、使用状況等が確認できなかった。

【健康福祉財団】

(3) 意見

ア 第1期

概 要
<p>現在の指定管理者は、常設展示を適切に維持管理するとともに、多様な企画展示や自主事業を行っており、入館者数及び利用者満足度の成果指標を達成し、指定管理者選考委員会によるモニタリングにおいても高い評価を得ている。</p> <p>今後とも、市所管課においては、指定管理者との十分な連携のもと施設の管理運営状況を適時かつ適切に把握し、市民サービスの向上に努められたい。</p> <p>また、今後の指定管理者の募集に向けて、指定管理者制度導入の効果を十分に検証されたい。</p>

イ 第2期

概 要
<p>市は健康福祉財団に対し相模原看護専門学校運営費補助金として、平成28年度には約1億2,000万円を支出している。一方、同財団においては、自主財源の確保や安定的な法人運営に向けた財務体質の改善が求められており、中期経営計画に基づいた定員の拡大などの取組が行われ、平成28年度の当期一般正味財産増減額は約3,600万円となっている。</p> <p>今後、補助金の支出に当たっては、財団の経営成績や財政状態を十分把握し、常に補助金額の妥当性について検証されたい。</p> <p>また、安定的な法人運営に向けて、適切な指導監督を行われたい。</p>

監査の結果から把握した不適切事例の主な要因

1 法令・条例等の規定の確認不足

<p>法令等の規定の確認不足により事務処理を誤ったもの</p>	<ul style="list-style-type: none">* 補助金規則に規定された事務事業計画変更申請が未提出となっていた。* 契約規則の規定に基づき落札後7日以内にするべき契約締結を、10日後に行っていた。* 公印規則に規定された公印の使用承認手続を経ておらず、押印済みの入猟承認証等について使用状況等の把握も行われていなかった。* 契約規則の規定に基づき契約書に記載することが必要とされている『監督及び検査』について契約書に規定されていなかった。* 会計規則では、歳入の徴収をしようとするときは、調定書を作成することとされているが、基金会計において調定書が作成されておらず、収入の調定が行われていなかった。* 事務専決規程に定められている決裁責任者とは異なる者により、予算執行に係る決裁が処理されていた。
---------------------------------	---

2 検証事務の不足

<p>受注者等から提出を受けた請求書等について、内容の正確性や必要な要件を満たしているかどうかの確認事務が不足していたもの</p>	<ul style="list-style-type: none">* 補助金の実績報告書において、収支決算書に記載誤りが散見された。* 概算払を行った委託料の精算に当たり、精算金額の根拠となる精算報告書において、運営費の内訳詳細が記載されていないにもかかわらず、概算で支払った金額と同額で精算が行われていた。* 中学校給食調理業務委託における業務従事者の配置状況について、業務従事者に関する報告書と健康診断や腸内細菌検査結果報告
---	---

	<p>に不整合が見られた。</p> <p>* 委託業務において、仕様書で実施することと定められた業務について、業務報告書では実施したことが確認できなかった。</p>
--	--

3 現金取扱事務に係る内部統制不足

<p>現金取扱職員や複数職員によるチェックが徹底されておらず、内部統制が不足していたもの</p>	<p>* 現金受払簿の現金取扱員が押印すべき欄が、全て現金出納員により押印されており、現金取扱員は押印していなかった。</p> <p>* 簡易印刷機使用者から徴収した10月分利用料のうち、算定誤りによる誤徴収が見られた。</p>
--	--

4 競争性・公平性・透明性の確保についての認識不足

<p>随意契約を行うに当たって、競争性・公平性・透明性に対する意識が不足していたもの</p>	<p>* 小学校の屋内運動場吊下げ式バスケットゴールの耐震補強について、20校を対象とする修繕を6件の随意契約として、短期間に連続して2者と契約していた。</p> <p>* 施設修繕の見積合せにおいて、予定価格の設定については、不調になったり、公平な入札にならなかつたりすることがないように、可能な限り参考見積書を複数者から徴取するとともに見積額の内容を確認し、取引の実例価格等を考慮して適正な予定価格を設定することとされているところ、1者から徴取した参考見積書に基づき予定価格が設定されていた。</p>
--	--

5 事務処理の遅延・失念

<p>事務の進行管理が適切に行われなかったことで、必要な事務処理の遅れや処理漏れが生じていたもの</p>	<p>* 指定管理業務において、協定書の「個人情報の取扱いに関する特記事項」に定められた、指定管理者が個人情報を廃棄する場合の書面による事前申請及び市の承認が行われておらず、個人情報を廃棄した後の書面による市への報告も行われていなかった。</p>
--	---

* 委託契約において、契約書の特記事項には、契約相手方は個人情報の取扱いに係る作業責任者等について、業務の着手前に書面により報告しなければならないと規定されているが、市への報告がないまま委託業務が行われていた。

* 施設利用について、利用日程の調整が遅れたため、利用承認申請書の提出が規則に規定された期間を過ぎていた。

* 規則に規定された利用承認変更手続を失念し、使用料の納付額と許可書に記載された額に差異が生じた。

監査の結果に基づく意見

1 内部統制の整備・運用に向けた取組等について

局を単位として年3回実施した財務監査において、不適正又は不適切な事務処理に対する指摘事項又は注意事項が11件あった。主なものとして、指定管理業務において協定書に定められた個人情報を廃棄する場合の書面による事前申請及び市の承認が行われておらず、個人情報廃棄後の書面による市への報告も行われていなかった事例、公印の使用承認手続を経ずに公印を押印し、押印済みの入猟承認証の使用状況の把握が行われていなかった事例、中学校給食調理業務委託における業務従事者の配置状況に関する報告書と健康診断や腸内細菌検査結果報告の人数に不整合があった事例等が挙げられる。

また、小・中学校監査においては、指摘事項又は注意事項が4件あり、学校プールの管理等に関する指摘事項があった平成28年度と比べて件数は減少したが、引き続き、学校プール等における児童の安全確保に努められたい。なお、平成30年7月に実施した小・中学校監査において、旅費の算定や支出に関する不適切な事例が見られたことから、旅費の支出における統一的な運用が図られるよう、制度の更なる周知を図られたい。

財務監査と同時に実施した行政監査においては、契約における業者選定(1者随意契約の場合)について調査したところ、平成28年度と比べて不適切な事務処理は減少したものの、委託契約における第三者への再委託に際し、事前届出漏れや再委託する業務内容が明確に示されていないなど、手続の不備が散見された。その他、施設の利用を変更する場合等、規則で定められた施設利用承認変更手続が執られていなかったなど、検討すべき事項が10件あった。

平成29年度の監査における結果から把握したこれら不適正又は不適切な事務処理について、契約規則に定める『監督及び検査』が契約書に規定されていない、契約書の記載誤り、出張命令簿の記載誤り等、従前から指摘事項とされて改善措置通知を受けたものが再度指摘事項となった事例等が見られたことは、内部統制が適切に運用されていない結果を示しているものと言わざるを得ない。

こうしたことから、契約事務に関する一斉事務点検のほか、組織での情報共有の徹底、マニュアルの整備・改善や業務見直しによる事務の効率化などに関する年度当初の総務部長による周知、さらに出退勤時間記録簿の導入や公用車運転に係る様式変更など様々な取組がされているところであるが、引き続き、指摘事項に対する検証等を

全庁的に行うなど、不適正又は不適切な事務処理の未然防止に努められたい。

また、昨年6月に地方自治法の一部が改正され、平成32年4月から、管理及び執行が法令に適合し、かつ、適正に行われることを確保するための内部統制に関する方針の策定、これに基づく必要な体制の整備等が義務付けられたことから、市においても検討が進められているところであり、全ての職員がこれまで以上に危機意識と責任感を持って職務を遂行するよう、監査結果への対応も含め、内部統制の整備・運用に向けた取組を推進されたい。

2 災害への対策について

平成29年度は、プールの維持管理及び理科薬品等の管理に関し、小・中学校監査を実施したが、本年6月18日の大阪府北部を震源とした地震によるブロック塀の倒壊で通学途中の児童が死亡した事故の発生を受け、市では市内小学校の通学路におけるブロック塀の緊急点検等を行ったところである。

児童・生徒の安全確保を図る観点から、通学路における危険箇所の定期的な把握や学校施設の安全点検の徹底に努めるなど、事故の発生を未然に防止するための対策に積極的に取り組まれたい。

また、本年7月の西日本を中心とした記録的な豪雨に伴い、広い範囲で土砂災害や河川の氾濫が発生し、家屋の倒壊等により多くの人命が失われた。今なお、家屋への浸水や交通網の寸断等により多くの方々が避難所での生活を余儀なくされるなど、その被害等の規模は、これまでの想定をはるかに超えるものとなっている。

市においては、「さがみはら防災・減災プログラム」において、平成25年度からの3か年を集中取組期間として位置付け、避難所施設の耐震化や全避難所への非常用発電設備の整備など、本市の防災力を集中的かつ効果的に高める具体的事業の推進に取り組んできたところであるが、台風12号のような特異な気象事象をはじめ、地球規模での地震を含む自然災害の発生頻度が高まっていると考えられることから、本市域においても想定外の大規模災害がいつ発生してもおかしくない状況を踏まえ、防災ガイドブックの活用等による防災意識の更なる普及啓発など「自助」の促進を図るとともに、市民が正しい情報を入手して的確な避難行動がとれるよう各種ハザードマップや避難情報の伝達手段の再検証を行うなど、市民の生命と身体の安全を守るための体制整備に万全を期されるよう要望する。

第2章 平成29年度の検査実施状況

例月現金出納検査

例月現金出納検査の実施方法及び実施手続を次のように定め、検査を実施しました。

1 実施方法

例月現金出納検査は、会計管理者及び企業出納員の保管する現金（歳計現金、歳入歳出外現金、一時借入金、基金に属する現金、預り金）の在高及び出納関係諸表等の計数の正確性を検証するとともに、現金の出納事務が適正に行われているかの合規性を観点として実施する。

- （1）各月の収支計算の正否を検査する。
- （2）関係諸表等の計数の正否を検査する。
- （3）現金、預金残高の正否及び歳計現金管理の適否を検査する。
- （4）証書類は、適法なものかを検査する。
- （5）収入及び支出書類の適否を検査する。

2 実施手続

- （1）監査委員は、会計管理者及び市長に対して、検査の実施を通知する。
- （2）監査委員は、事務局長をして、実施計画に基づき検査の手続を行わせるものとする。
- （3）事務局長は、監査委員に対して、検査の手続が終了したときは、その結果を報告する。
- （4）監査委員は、検査を実施し、その結果を講評する。
- （5）監査委員は、議長及び市長又は財産区議会議長及び財産区管理者としての市長に対して、検査の結果を提出する。

3 平成29年度実施の例月現金出納検査の結果

12回実施した各月の例月現金出納検査の結果、公金の収支計数及び出納事務について、正確及び適正であることを確認しました。

第3章 平成29年度の審査実施状況

決算審査及び基金運用状況審査

決算審査及び基金運用状況審査の基本方針及び審査の方法を次のように定め、審査を実施しました。

1 一般会計、特別会計及び川尻・中沢財産区特別会計

(1) 審査の方法

審査に当たっては、各会計歳入歳出決算書、同歳入歳出決算事項別明細書、同実質収支に関する調書、財産に関する調書及び各基金の運用状況を示す書類について、それぞれが関係法令に準拠して調製されているか、決算の計数に誤りはないか、予算は適正かつ効率的に執行されているかなどを主眼として、関係諸帳簿及び証拠書類との照合等通常実施すべき審査手続により実施した。

また、定期監査及び例月現金出納検査を参考にして審査を実施した。

なお、地方自治法第199条の2の規定に基づき、危機管理局所管に係る決算審査については、彦根啓監査委員を除外した。

(2) 審査の結果

審査に付された各会計歳入歳出決算書、同歳入歳出決算事項別明細書、同実質収支に関する調書及び財産に関する調書は、いずれも法令に規定された様式により作成されており、記載金額等は歳入簿、歳出簿、証書類、財産台帳等と符合し、計数は正確であると認められた。

各基金の運用状況を示す書類の記載金額は、基金出納簿、証書類と符合し、計数は正確であると認められた。

各会計の決算内容及び予算執行状況等については、おおむね適正であると認められた。

決算の概要等については、審査の内容に記述するとおりである。

なお、本決算審査意見書において意見を付した事項及び定期監査等において意見を付した事項については、今後検討又は改善を要望する。

(3) 平成28年度決算審査における意見

ア 一般会計、特別会計

(はじめに)

平成28年度の当初予算編成は、景気の回復基調などの要因はあるものの、少子

高齢化の進行など本格的な人口減少社会を迎える中で、法人市民税の一部国税化の影響による市税収入の増加が見込めない一方、将来の都市力向上や圏域全体の発展をリードするまちづくり事業が本格化することや、社会保障制度改革の影響や高齢化の進行等に伴う扶助費を中心とした経費が増大し、老朽化する公共施設の改修・更新への対応が必要になるなど、引き続き厳しい状況が続くとの見通しのもと行われた。

景気動向については平成28年4月の政府「月例経済報告」によれば、「景気は、このところ弱さもみられるが、緩やかな回復基調が続いている」とされ、「先行きについては、雇用・所得環境の改善が続くなかで、各種政策の効果もあって、緩やかな回復に向かうことが期待される。ただし、海外経済で弱さがみられており、中国を始めとするアジア振興国や資源国等の景気が下振れし、我が国の景気が下押しされるリスクがある。こうしたなかで、海外経済の不確実性の高まりや金融資本市場の変動の影響に留意する必要がある。また平成28年(2016年)熊本地震の経済に与える影響に十分留意する必要がある」と報告されている。

こうした中、最終年度を迎える中期実施計画の着実な推進に重点を置き、「人にやさしく、活力あふれる地域社会の創造」「将来を見据えた都市経営」「信頼と連携を深める市政運営」の3点を重要な視点として位置付けるとともに、「市民が安全で安心して、心豊かに暮らせるまちづくり」「将来を担う世代の健やかな成長と豊かな心を育む環境づくり」「にぎわいと活力に満ち、魅力あふれる都市づくり」「環境を守り、自然と共生する社会づくり」「地域の個性が光り、市民が誇りに感じるふるさとづくり」の5つを柱に市政運営が進められた。

「市民が安全で安心して、心豊かに暮らせるまちづくり」では、高齢者福祉の充実として新しい介護予防・日常生活支援総合事業への円滑な移行や、生活支援コーディネーターの日常生活圏域への配置が行われたほか、障害者福祉の充実として福祉型児童発達支援センターの拡充、健康づくりの促進として健康ポイントモデル事業による健康づくりの促進、防災・減災対策としてインフラ等の安全対策、暮らしにおける安全・安心の確保として、防犯カメラの設置促進などが行われた。

「将来を担う世代の健やかな成長と豊かな心を育む環境づくり」では、子どもを生き育てやすい環境づくりとして妊婦健康診査費の助成や、保育所待機児童対策の推進として民間保育所の整備や認定保育室の認可化、放課後子どもプランの推進が行われたほか、学校教育・教育環境の充実として、小中学校における校舎改造やトイレ改修、中学校における空調設備の整備や中学校給食の充実などが行われた。

「にぎわいと活力に満ち、魅力あふれる都市づくり」では、広域交流拠点の形成としてリニア中央新幹線の建設促進、橋本駅及び相模原駅周辺整備に向けた取組、JR 横浜線連続立体交差化に向けた取組などが行われたほか、広域交通ネットワークの充実として小田急多摩線の延伸に向けた取組や、地域産業の活性化としてさがみはら産業集積促進方策(STEP50)の推進などが行われた。

「環境を守り、自然と共生する社会づくり」では、地球温暖化対策として燃料電池自動車の普及促進が行われたほか、資源循環型社会の形成として一般ごみ収集運搬体制の見直し、旧南清掃工場跡地の整備として粗大ごみ受入施設の整備やリサイクルスクエアの整備、自然環境の保全として生物多様性の保全等に関する取組などが行われた。

「地域の個性が光り、市民が誇りに感じるふるさとづくり」では、市民が主役の地域づくりとしてさがみはら市民活動サポートセンター事業の拡充や、生涯学習・社会教育の充実として相武台まちづくりセンター・公民館及び麻溝まちづくりセンター・公民館の整備等が行われ、生涯スポーツ社会の実現として横山公園人工芝グラウンドの整備やスポーツ・レクリエーションゾーン(相模総合補給廠共同使用区域)の整備に向けた取組が行われたほか、2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会に向け外国人選手団の事前キャンプの誘致などが行われた。

なお、これらの施策を推進するに当たって、行財政運営については新相模原市総合計画の着実な推進を図るため、次期実施計画の策定やさがみはら都市経営指針の見直し、実行計画の策定が行われ、公共施設の規模やサービスの適正化を図るため、将来の施設配置の考え方や方向性等を示す公共施設マネジメント推進プランの策定、情報システム関連経費の削減や業務改革等を推進するため基幹システムの最適化などが進められ、行政組織の健全かつ適正な運営については庁内の推進組織であるコンプライアンス推進会議による対応のほか、第三者による外部委員組織であるコンプライアンス推進委員会が設置されるなどコンプライアンス推進体制の強化が図られた。

(財政状況)

本市の財政状況を平成28年度の普通会計決算で概観すると、前年度に比べ歳入は31億4,146万円(1.2%)、歳出は21億2,316万円(0.8%)それぞれ減少している。

財政指標から捉えてみると、財政基盤の強弱を示す「財政力指数」については、指数が「1」以上であれば財政的にゆとりがある状態を示すとされており、地方交付

税制度では、「1」以上の団体は、普通交付税の不交付団体となっている。本年度の財政力指数(単年度ベース)は前年度に比べ0.008ポイント低下し、0.918となり、「1」を下回っている。

人件費、扶助費、公債費等の経常的経費に地方税、普通交付税等を中心とする経常的一般財源がどの程度充当されているかを表し財政構造の弾力性を示す「経常収支比率」については、本年度は102.5%と前年度に比べ4.5ポイント悪化した。この比率が80%を超えると財政構造が弾力性を失いつつあるとされ、近年は90%を超えて高い数値で推移していたが、100%を超えたことは経常的経費が収入で賄えていないことを示している。総務省が発表した平成27年度の地方財政の状況によると、経常収支比率が100%以上の地方公共団体は全国に9団体(0.5%)あるのみで、財政の硬直化は深刻である。今後ますます厳しい財政運営を強いられることが予想される中、規律ある財政運営を堅持し、費用対効果を常に念頭に置き、真に必要な施策に対応できるよう、危機感を持って歳入歳出面全てにきめ細かな見直しを行い、重点的配分と経費支出の効率化を基本としながら、最少の経費で最大の効果を挙げるよう改善に向けた取組を進められたい。

決算剰余又は欠損の状況を財政規模との比較で表した「実質収支比率」は、標準財政規模の3%から5%程度が望ましいとされているが、前年度と比べ0.6ポイント低下し4.5%となっている。

また、行政活動の多様化に対し、地方公社や第三セクターの状況を含めた地方公共団体の中長期的な財政運営の健全化を判断する財政健全化判断比率においては、実質赤字比率、連結実質赤字比率とも赤字額はなく、実質公債費比率は2.9%、将来負担比率36.5%と前年度を下回り早期健全化基準内の数値となっている。また、公営企業における資金不足比率においても資金不足額は無い。

現在の本市の財政状況は、将来の市債の償還財源である減債基金も適切に積み立てられ、中長期的な財政運営を示す指標等から判断すると健全財政を維持しているといえるが、経常収支比率が急速に悪化を示すなど、財政の硬直化は深刻さを増した。先行き不透明感が高まる中、財政の硬直化は不測の変化に迅速に対応できないことを示している。一方で、現在の財政需要に見合った財源の確保が極めて厳しい状況は、今後も続くことが見込まれている。各種財政指標の動向等を引き続き注視しつつ、財政規律に配慮し、中長期的視点に立った健全な財政運営を行うよう要望する。

（歳入・歳出）

一般会計と特別会計を合わせた総計決算では、歳入 4,408 億 6,146 万円、歳出 4,298 億 6,565 万円となり、前年度と比べ、歳入では 6 億 79 万円(0.1%)、歳出では 2 億 9,011 万円(0.1%)と、それぞれ増加となっている。

一般会計の歳入では、歳入の根幹をなす市税が前年度に比べ 6 億 5,975 万円の増加となった。これは法人市民税が一部国税化や企業収益の下振れ等により減少した反面、賃金のベースアップなどによる個人市民税の増加や大規模建築物の完成による固定資産税の増加などによるものである。また、市税は市政運営に必要不可欠な自主財源であるため、その収入の確実な確保が求められるところであるが、本年度の調定額に対する収入額の率を示す収入率は本年度約 96.5%で前年度と比較すると 0.5 ポイント上昇している。なお、歳入に占める市税の割合 44.0%も前年度に比べ 0.7 ポイント、市税などを含めた自主財源の歳入に占める割合 58.5%も前年度に比べ 2.6 ポイント、それぞれ上昇した。

次に、収入未済額は 69 億 5,420 万円で、前年度に比べ 1 億 5,746 万円の減少となっている。収入未済額の主なものは市税の 37 億 7,410 万円であるが、現年課税分未納者に対する「納付お知らせセンター」からのお知らせや早期督促とともに、休日・夜間の納税相談窓口の開設、電話や臨戸訪問による納付督促、財産差押等の滞納処分、公売等換価処分の強化などの収納対策に取り組んだことにより、前年度に比べ 4 億 8,092 万円の減少となった。また、不納欠損額についても前年度と比較し、1 億 3,842 万円減少の 3 億 1,461 万円となった。市税以外では、公立、私立を合わせた保育料の収入未済額が 1 億 8,289 万円で前年度と比較し 1,630 万円減少したものの、不納欠損額は 2,600 万円で、前年度比較で 1,662 万円の増加となった。市民の負担の公平性と自主財源の確保を図るため、債権の管理に関する条例に基づいた全庁的な収納対策の強化に取り組むとともに、納税しやすい環境づくりや納税意識の高揚を図るなど、引き続き市税等の収納率の向上に取り組まれない。

市債については 171 億 9,190 万円で、前年度と比較すると 42 億 8,640 万円の減少となっている。歳入決算額に占める市債収入済額の割合は 6.7%で、前年度と比較すると 1.6 ポイント低下しており、市債の年度末現在高は 2,634 億 3,249 万円で、前年度と比較すると 26 億 9,654 万円の減少となっている。市債は長期にわたって償還義務を負う借金であり、後年度の財政運営に著しく影響を与えるものであることから、適切な市債発行に努めるよう要望する。

歳出における性質別内訳では、義務的経費の構成比は 58.1%で前年度に比べ 1.8

ポイント上昇しており、投資的経費は6.3%で2.3ポイントの低下、その他経費は35.6%で0.5ポイント上昇した。義務的経費の内訳では、前年度に比べ人件費は9,739万円減少しているが、扶助費は25億7,233万円、公債費は10億3,807万円それぞれ増加となっている。

義務的経費の増大により、投資的経費の割合は減少傾向にあるが、行政需要に見合った投資的事業を行う際には、国庫補助金や事業者からの負担金など、特定財源の検討・確保を十分図った上で執行するよう要望する。

次に特別会計の、国民健康保険事業特別会計についてであるが、歳入の主なものである国民健康保険税は、169億8,938万円で前年度に比べ6億2,790万円の減少となっている。収入未済額は83億9,101万円で前年度に比べ4億7,970万円(5.4%)の減少となっており、収入率は64.1%で前年度に比べ1.1ポイント上昇している。

平成27年5月に施行された「持続可能な医療保険制度を構築するための国民健康保険法の一部を改正する法律」では、国民健康保険制度の安定化を図るため平成30年度から都道府県が財政運営の責任主体となり、安定的な財政運営や効率的な事業の確保等を図る国民健康保険制度の都道府県単位化が予定されている。平成29年2月に策定された第2次さがみはら都市経営指針実行計画では赤字補填目的の法定外繰入について計画的、段階的な解消を図ることとされていることから、神奈川県が定める国保運営方針を踏まえた国保財政健全化方針を策定し、法定外繰入の削減に向けた具体的な目標を定め、適切な保険税率の設定や収納率の向上、医療費の適正化に取り組まれない。

(まとめ)

景気動向の先行きについては、平成29年7月の政府「月例経済報告」では「雇用・所得環境の改善が続くなかで、各種政策の効果もあって、緩やかに回復していくことが期待される。ただし、海外経済の不確実性や金融資本市場の変動の影響に留意する必要がある」とされているが、本市の財政見通しについて、歳入については市税収入の大幅な増加が期待できないほか、財政調整基金もこれまでの規模の取り崩しは困難となっている。一方で、歳出については更なる扶助費の増加や老朽化する公共施設の改修・更新への対応、将来の都市力向上や圏域全体の発展をリードするまちづくり事業の推進が求められていることから、平成30年度以降の財政の状況は一層厳しくなることが見込まれている。

また、地方公共団体のガバナンスのあり方が課題となる中、地方公共団体の財務

に関する事務等の適正な管理及び執行を確保するための方針(内部統制に関する方針)の策定や監査制度の充実強化を含んだ地方自治法の一部を改正する法律が平成29年6月9日に公布された。人口減少社会において住民の福祉の増進に努め、最小の経費で最大の効果を挙げるよう、事務の適正性の確保の要請が高まっている。

こうしたことから、全ての職員が本市行財政の現状と課題を理解し、危機意識を持ちながら今後の取組を進めていくことが重要である。将来にわたり安定して質の高い行政サービスを提供していくため事業の精査や見直し、一層の歳入の確保等の取組をこれまで以上に創意工夫と責任感をもって、積極的に推進するよう要望する。

イ 川尻財産区特別会計

相模原市基本構想では、基本目標の1つに「やすらぎと潤いがあふれる環境共生都市」を掲げているところである。

豊かな自然は、暮らしの中にやすらぎと潤いをもたらすものであり、財産区財産は、この一翼を担うものである。

こうしたことから、財産区においては公益的役割を踏まえつつ、財産区財政の健全な運営に引き続き努められるよう要望するものである。

ウ 中沢財産区特別会計

相模原市基本構想では、基本目標の1つに「やすらぎと潤いがあふれる環境共生都市」を掲げているところである。

豊かな自然は、暮らしの中にやすらぎと潤いをもたらすものであり、財産区財産は、この一翼を担うものである。

こうしたことから、財産区においては公益的役割を踏まえつつ、財産区財政の健全な運営に引き続き努められるよう要望するものである。

2 下水道事業会計

(1) 審査の方法

審査に当たっては、地方公営企業法第3条に規定する企業の経営の基本原則を踏まえ、下水道事業会計の決算書類及び決算附属書類が関係法令に準拠して調製されているか、計数に誤りはないかを検証するとともに、経営成績及び財政状態を適正に表示しているかどうかを主眼として、関係諸帳簿及び証拠書類との照合等通常実施すべき審査手続により実施した。

また、定期監査及び例月現金出納検査を参考にして審査を実施した。

(2) 審査の結果

審査に付された相模原市下水道事業会計決算書及び附属書類は、いずれも関係法令に準拠して作成され、記載金額等の計数は関係諸帳簿等と符合し、予算の執行状況、経営成績及び財政状態を適正に表示しているものと認められた。

審査の意見、決算の概要については、次のとおりである。

なお、本決算審査意見書において意見を付した事項については、今後検討又は改善を要望する。

(3) 審査の意見

(はじめに)

本市の下水道事業は、将来にわたり下水道経営を持続していくための基本的な方向性を示す「相模原市下水道ビジョン」や「相模川流域下水道計画」を上位計画とした「相模原市下水道基本計画」を基本として、施設の長寿命化や改築・修繕費等の平準化、地震対策が示された「相模原市下水道施設維持管理計画」や「相模原市下水道施設地震対策事業計画」、都市化の進展に伴う流出量の増加と保水機能の低下に起因する新たな浸水被害の解消への取組が示された「相模原市緊急雨水対策事業実施計画」などに基づいた事業が進められている。

一方で、総務省は平成26年8月に施設等の老朽化や人口減少に伴う料金収入の減少など公営企業をめぐる経営環境の厳しさを指摘しつつ、中長期的な視野に基づく計画的な経営や経営健全化等を行うことが必要であるとし、中長期的な経営計画である「経営戦略」の策定を通じ、経営基盤の強化などに取り組む必要がある旨通知し、また、平成27年12月の経済財政諮問会議で決定された「経済・財政再生計画改革工程表」において、「経営戦略」の策定率を平成32年度までに100%とすることが明記され、平成28年9月から総務省は各市の策定状況を公表している。

経費負担原則に基づき繰出金を負担している一般会計についても、今後社会保障関係経費などの増大が見込まれ厳しい財政状況にある。これまでも増して、変化に適切に対応することが求められる本市の下水道事業を取り巻く経営環境は、厳しさを増しつつある。

こうした中、平成28年度は下水道使用料の賦課漏れ等の防止や下水道事業の経営戦略機能の向上、アセットマネジメントの推進、収益性の向上を図るため、土木部から下水道部門が独立し、下水道部が新設された。下水道事業としては、公共下水道事業の緊急雨水対策事業実施計画に基づく雨水幹線整備事業や下水道施設地震

対策事業計画に基づく管渠の点検・調査、下水道施設維持管理計画に基づく下水道施設長寿命化事業としてポンプ場の長寿命化更新工事、市街化区域における合流式で整備した下水道についての分流化事業などが行われた。また、市設置高度処理型浄化槽事業の高度処理型浄化槽設置事業が行われたほか、公共下水道使用料の賦課漏れ等に要する対応も行われた。

平成 28 年度末の公共下水道事業の処理区域面積は 7,591ha、前年度末に比べ 28ha 増加し、処理区域人口は 691,056 人、前年度末に比べ 446 人減少した。また処理区域人口普及率は前年度と同様 96.5%であった。また、水洗化人口は 684,175 人で、前年度末に比べ 1,488 人増加し、水洗化率は 99.0%で、前年度末に比べ 0.3 ポイント上昇した。また、市設置高度処理型浄化槽は、前年度末に比べ 120 基増加し、843 基が設置されており、引き続き水源地域における水質環境の保全に重要な役割を担うものとなっている。

(予算執行状況)

平成 28 年度の下水道事業全体における予算の執行状況を見ると、収益的収入は予算額 163 億 7,786 万円に対して、決算額は 165 億 3,477 万円(収入率 101.0%)、収益的支出は予算額 164 億 3,555 万円に対して、決算額は 157 億 8,247 万円(執行率 96.0%)となっている。

また、建設改良費の予算額 63 億 5,611 万円のうち、工事箇所の諸条件による工期延長などに伴う 22 億 3,074 万円を翌年度に繰り越したことにより、資本的収入は予算額 94 億 7,125 万円に対して、決算額は 63 億 7,746 万円(収入率 67.3%)、資本的支出は予算額 136 億 7,358 万円に対して、決算額は 102 億 8,529 万円(執行率 75.2%)となっている。

公営企業である下水道事業は、中・長期にわたり安定的かつ継続的な経営が求められている。そのためには、計画的かつ効率的に事業運営が行えるよう、中・長期計画に基づく年度計画としての予算を編成し、適切に執行されたい。

(経営成績)

経営成績については、下水道事業全体での営業損益を見ると営業収益は 103 億 4,480 万円、営業費用は 129 億 5,792 万円で、26 億 1,312 万円の営業損失となっている。また、主たる営業活動に伴って支出される減価償却費、職員給与費、維持管理費等の営業費用を、下水道使用料等の営業収益でどの程度賄っているかを示す営業収益対営業費用比率は 79.8% (前年度比 1.7 ポイント減)であった。一方で、主たる営業活動以外の原因から生ずる営業外損益は一般会計繰入金等を収益化した長期

前受金戻入の 44 億 8,900 万円により 29 億 1,606 万円の利益となっている。その結果、経常的に発生する収益とそれに要する費用を比較した経常損益においては、3 億 294 万円の経常利益となっており、全体の経常収益と経常費用を対比した経常収支比率は 102.0%（前年度比 2.1 ポイント増）となっている。

また、資産取得時の財源となった国庫補助金や県補助金などを企業債償還時に受け入れたことによる過年度長期前受金戻入 2 億 9,902 万円や下水道使用料未賦課分等を賦課したことによる過年度損益修正益 1,112 万円を特別利益として計上したことから、当年度純利益は 6 億 1,309 万円となっている。

公営企業の固定資産と建設改良費に充てるために交付された補助金等については、本市が早期適用した平成 25 年度の新会計基準では、固定資産の取得価格の金額を減価償却の対象とし、補助金等は長期前受金として一旦負債の部に計上し、減価償却に対応する形で営業外利益の長期前受金戻入として順次収益化している。また、企業債償還に充てる一般会計繰入金についても、長期前受金として負債の部に計上し、減価償却見合いで順次収益化することになっているが、本市の場合、平成 28 年度は元金償還のための一般会計繰入金に対応する減価償却費を上回ったため、超過した一般会計繰入金の金額を営業外収益の長期前受金戻入として収益化できない状態である。そこで、過去に収益化できなかった減価償却費見合い分を遡及して収益化し、過年度長期前受金戻入として特別利益に計上している。なお、この傾向は今後とも続くことが見込まれている。

全体の総収益と総費用を対比した総収益対総費用比率は、104.0%（前年度比 2.1 ポイント増）となっている。経営の収益性を示す指標は、その率が高いほど収益性が良好であるとされている。今後とも、収益性に考慮した経営に取り組むよう要望する。

（財政状態）

平成 28 年度における下水道事業会計全体の資産総額は 2,532 億 4,455 万円で、前年度末に比べ 45 億 4,235 万円(1.8%)減少している。

資金調達源を示す負債、資本のうち負債の総額は 1,528 億 8,935 万円であり、固定負債が企業債償還を主因に 46 億 1,041 万円減少したことなどから前年度末に比べ 53 億 1,492 万円(3.4%)減少している。また、資本は 1,003 億 5,519 万円であり、資本金が利益剰余金への振替により減少したものの利益剰余金が 11 億 682 万円増加したことなどから前年度末に比べ 7 億 7,256 万円(0.8%)増加している。

使用料の収入状況を見ると、未収金は 17 億 5,125 万円で下水道使用料の増加に伴

い前年度に比べ 275 万円減少し、不納欠損額は 885 万円で前年度に比べ 34 万円の増加となっている。

事業運営に当たり、使用料は収入の根幹をなすものであり、受益者負担の原則や公平性の観点からも、未賦課、誤賦課が生じないよう適切に賦課徴収事務を行うとともに、滞納未収金の削減に向けて積極的に取り組まれない。また、不納欠損処分には当たっては適正に行うとともに、より慎重を期すよう要望する。

企業債については、前年度に比べ発行額、償還額が共に増加している。平成 28 年度末の企業債未償還残高は 886 億 4,563 万円で前年度に比べ 45 億 4,173 万円の減少となっている。

施設の更新に伴う費用の調達財源である企業債については、今後の経営においてその償還が負担とならないよう、計画的な発行に努めるとともに、経営の安全性を示す指標の分析を通じ、経営基盤の安定性を確保されたい。

(一般会計繰入金)

地方公営企業法は企業性(経済性)の発揮と公共の福祉の増進を経営の基本原則とするものであり、その経営に要する経費は経営に伴う収入(料金)をもって充てる独立採算制が原則とされている。しかし、地方公営企業法上、その性質上企業の経営に伴う収入をもって充てるのが適当でない経費やその公営企業の性質上能率的な経営を行ってもなお、その経営に伴う収入のみをもって充てるのが客観的に困難であると認められる経費等については、補助金、負担金、出資金、長期貸付金等の方法により一般会計等が負担するものとされており、この経費負担区分ルールについては毎年度「繰出基準」として総務省より各地方公共団体に通知されている。

このような経費負担区分により、一般会計等において負担すべきこととされた経費の所要財源については、原則として「公営企業繰出金」として地方財政計画に計上され、地方交付税の基準財政需要額への算入又は特別交付税を通じて財源措置が行われているところである。本市においては、「繰出基準」を基本として、地方財政計画以外に一般会計が負担すべき事業も含め、受益と負担のあり方の観点から「相模原市下水道事業会計繰出基準」により繰出額の基準が定められている。

一般会計からの繰入金の状況を見ると、収益的収入に 21 億 9,287 万円、資本的収入に 28 億 713 万円、合計 50 億円となっており、いずれも「相模原市下水道事業会計繰出基準」に基づく繰入金であった。

(まとめ)

本市の下水道事業は、昭和 42 年の事業着手からすでに 50 年近く経過している。

今後は改築や更新のための維持管理経費が確実に増大することや、将来人口の減少、節水型社会の定着に伴う使用料収入の減少などが予想され、施設の老朽化対策や効率的な整備、管理による経費の縮減が求められている。このため将来にわたって安定的に事業を継続していくためには、中・長期的な視点に立った経営の基本計画としての「経営戦略」を早期に策定し、「経営戦略」に基づく目標管理によって計画的かつ合理的な経営を行うことが必要である。

下水道は市民生活に必要不可欠な社会資源であることから、安定的・継続的にサービスを提供できるよう、事業経営に関する情報の提供に取り組むとともに、職員の経営意識の更なる向上が求められている。今後とも、経営成績、財政状態の収益性や安全性を示す経営指標の動向等を注視し、経営基盤の強化に着実に取り組むよう要望する。

健全化判断比率審査及び資金不足比率審査

健全化判断比率審査及び資金不足比率審査の実施手続を次のように定め、審査を実施しました。

1 審査の実施手続

(1) 形式審査

算定書類が総務省の定める様式で作成されているか、算定書類に記載された計数が決算統計等の関係諸帳簿を基に正確に計上されているか等を確認する。

(2) 実質審査(計数分析)

各比率の対象となる会計等は適正か、計上額に関係諸帳簿との不整合や含むべき金額の遺漏、重複はないか等を確認する。

(3) その他

審査に当たっては、必要に応じて関係部局から説明を聴取する。

2 審査の結果

(1) 健全化判断比率

健全化判断比率及びその算定基礎となる事項を記載した書類は、いずれも適正に作成されているものと認められた。

(単位：%)

区 分	平成28年度	早期健全化基準
実質赤字比率	-	11.25
連結実質赤字比率	-	16.25
実質公債費比率	2.9	25
将来負担比率	36.5	400

実質赤字額及び連結実質赤字額がない場合は、「-」と表示されます。

平成28年度については、すべての比率が早期健全化基準内に収まっています。

用語の説明

実質赤字比率 ... 一般会計等を対象とした実質赤字の標準財政規模に対する比率

連結実質赤字比率 ... 全会計を対象とした連結実質赤字額の標準財政規模に対する比率(財産区特別会計を除く。)

実質公債費比率 ... 一般会計等が負担する元利償還金及び準元利償還金の標準財政規模に対する比率

将来負担比率 ... 一般会計等が将来負担すべき実質的な負債の標準財政規模に対する比率

早期健全化基準 ... 地方公共団体の財政の健全化に関する法律に定められている基準で、この基準を上回った場合、財政の早期健全化のための計画を策定・公表しなければならない。

(2) 資金不足比率

資金不足比率及びその算定基礎となる事項を記載した書類は、いずれも適正に作成されているものと認められた。

(単位：%)

区 分	平成28年度	経営健全化基準
下水道事業会計	-	20
簡易水道事業特別会計	-	20

資金不足額がない場合は、「-」と表示されます。

平成28年度については、各会計とも資金不足比率が経営健全化基準内に収まっています。

本市においては、下水道事業会計及び簡易水道事業特別会計の2会計の資金不足比率が対象となります。

用語の説明

資金不足比率 ... 公営企業会計を対象とした資金不足額の事業規模に対する比率

経営健全化基準 ... 地方公共団体の財政の健全化に関する法律に定められている基準で、この基準を上回った場合、経営の健全化のための計画を策定・公表しなければならない。



相模原市監査委員事務局

〒252-5277

神奈川県相模原市中央区中央2丁目11番15号